

岐阜市福祉号外  
令和2年10月2日

指定特定相談・指定障害児相談支援事業所 運営法人代表者 様  
指定居宅介護・指定重度訪問介護事業所 運営法人代表者 様

岐阜市福祉部障がい福祉課長

在宅サービス利用者が濃厚接触者となった場合の福祉サービス等の確保について（通知）

日ごろは、本市の障がい福祉行政に対し、御理解及び御協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、岐阜県健康福祉部障害福祉課長から、「在宅サービス利用者が濃厚接触者となった場合の福祉サービス等の確保について」の通知がありました。以下、一部を要約させていただきます。

障害福祉サービスに係る新型コロナウイルス感染症への対応については、厚生労働省からの事務連絡等に基づき、対応をお願いしています。

こうした中、同居家族等の支援により生活されている在宅のサービス利用者に関して、同居家族等が新型コロナウイルス感染症の陽性者となり入院となるとともに、当該利用者が濃厚接触者となった場合に、従来までのサービス提供では生活が困難となるケースが発生しております。

そこで、在宅サービス利用者が濃厚接触者となった場合は、別紙の厚生労働省通知に基づき、「居宅介護支援事業所等は、保健所と相談し、生活に必要なサービスを確保する」こととされています。

また、相談支援事業所等は、利用者が自立した日常生活又は社会生活を営むことができるように配慮し、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、適切な福祉サービス等が、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるよう配慮して行われなければならないものとされておりますので、新型コロナウイルス感染症の影響下においても、利用者の生活が営めるよう、対応をお願いいたします。

つきましては、貴事業所におかれましても、改めて、以上の内容を十分踏まえ、万が一、在宅サービス利用者が濃厚接触者となった場合は、障害福祉サービス事業所等と連携して、利用者にとって適切なサービスの確保がなされるよう、重ねてお願いいたします。

〒500-8701 岐阜市今沢町18番地  
岐阜市福祉部障がい福祉課指導係  
T E L : 058-214-2136(直通)  
F A X : 058-265-7613  
E-mail : fj-shougai@city.gifu.gifu.jp